

第廿九條 支部联合会規約は、党の支部联合会規約準則に據るゝとす。

第卅條 支部联合会の組織は、党中央執行委員会の承認を要する。

## 第六章 党費及会計

第卅一條 號費は、党員一人一千円年金三十支充とす。

第卅二條 党費は、党員一人一千円年金三十支充とす。

第卅三条 党費は、一定率を以て本部、支部联合会及支部に分配す。

第卅四條 党の召集は、中央執行委員会より作製し、大令の協賛を経るを要す。但し、中央執行委員会が、三分の二以上の同意ありたる時は、臨時費を収集し又は臨時支出を爲すことを得。

第卅五條 党費の決算は、大令の承認を経るを要す。

第卅六條 納入したる党費及寄附金等は、一切返済せず。

第卅七條 会計年度は、毎年十一月一日より翌年十一月三十日迄とす。

## 第七章 加入及脱退

第卅八條 本党に加入せんとする者は、住所、氏名、年齢、職業等を明記し、党費一年分以上を附へ本部又は支部へ申し出べし。党に於て入党を承認したるものに對しては、党員證を交付す。

第卅九條 党員として脱退せんとする者は、必ず理由を具し、党員證、党員證章等を添へ届出べし。

## 第八章 奬 则

第四十條 党員として左の二種當たり、中央執行委員会又は大會に於て除名することを得  
一、党の綱領、規約、決議等に違反せしもの、二、党の面倒を汚損したるもの、  
三、党の統制を害したるもの、

前條の規定は、支部及支部联合会に適用す。

## 第九章 附 則

第廿一條 党の綱領及規約は、大會出席代議員三分之二以上賛成するか否かを定めることを得  
第廿二條 本規約施行に關する細則は、支部联合会規約準則及大會代議員選出比率等は、中央執行委員会が定む。

## 別 表

党大会の代議員選出率は、左の通り之を定む。支部联合会員一百名毎に一名、但し、基數五十名以上の場合は、一名を加ふることを得。

## 規約施行細則入黨手續

一、本党の党員たる人とする者は、入党申込書に所要（原籍、現住所、氏名、年齢、職業、所属團體）の記入をなし、規定の党費を添附し、最寄の支部を以て場合又は、その他の場合に於ては直接本部に申込もべし。入党申込を受取たる場合は、中央執行委員会に於て之を審査し、其入党を許可する者は、党員證を文